■第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定方針(案)について

#### 1 基本計画策定の趣旨

第3次花巻市男女共同参画基本計画(以下、第3次計画)は「花巻市男女共同参画推進条例」第8条に基づいて、平成28年3月に策定した第2次花巻市男女共同参画基本計画(以下、現計画)が令和6年3月に計画期間を満了することから、これまでの取組の成果、市民の意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、本市として男女共同参画社会の実現へ向けた取組を推進するため策定する。

## 2 計画策定の基本的な考え方

(1) 第3次計画は、第2次花巻市まちづくり総合計画との整合性を図るとともに、国の第5次男女共同参画基本計画、岩手県のいわて男女共同参画プラン及びいわて配偶者暴力対策推進計画を踏まえ策定する。

なお、現計画には性的少数者への差別や偏見の解消に向けた取組や、女性の職業 生活における活躍の促進に関する法律に基づいた取組等が既に取り入れられており、 第3次計画の策定においても考え方が大きく変わるものではないこと、また、引き 続き取組が必要な目標もあることから、新たな目標を加え内容を整理しつつも、<u>第</u> 3次計画の基本的な骨格や考え方は現計画を踏襲するものとする。

(2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項」に定める「市町村基本計画」を包含したものであり、さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に位置付けている。

### (3) 計画期間

令和6年4月1日~令和14年3月31日(8年間)

- →総合計画の男女共同参画に関連する分野を具体化して推進するものであるため 期間を合わせるもの。
- (4) 策定スケジュール 詳細は第4項のとおり。 議会基本条例第15条に規定された議会の議決を要する計画となっている。

#### 3 策定体制

- (1) 男女共同参画幹事会(庁内組織) … 審議会に示す第3次計画素案の検討等
- (2) 男女共同参画審議会 … 第3次計画案の審議及び諮問に対する答申

## 4 策定スケジュール

令和5年3月20日

令和5年5月下旬~6月下旬

令和5年6月

令和5年7月

令和5年8月

令和5年9月

令和5年9月~10月

令和5年9月下旬~10月下旬

令和5年12月中~下旬

令和6年1月

令和6年2月下旬

令和6年3月

男女共同参画審議会(策定スケジュールなど)

市民アンケート実施

|男女共同参画審議会 (策定方針協議、素案の検討)

市民アンケート集計・分析

男女共同参画審議会(年次報告、中間報告)

市民アンケート結果公表

関係団体からの意見聴取(計3回)

パブリックコメント実施

男女共同参画審議会(最終報告、諮問に対する答申)

答申を踏まえ、案の調製・議案の市長決裁

議員説明会

3月定例会へ上程

議決により策定、公表

# 〈法令・条例との関係〉

(1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)を定めるように努めなければならない。

(2) 岩手県男女共同参画推進条例第 18条

県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 花巻市男女共同参画推進条例第8条

市長は、男女共同参画社会の形成を促進するため、基本的な計画(基本計画)を 策定するものとする。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) 第2条 の3

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村に おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基 本的な計画(市町村基本計画)を定めるよう努めなければならない。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び 都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)を定めるよう努め るものとする。